

品川区外国人介護職員向け宿舍家賃等補助金交付要綱

制定 令和4年4月1日 区長決定

要綱第 189 号

改正 令和8年6月24日 区長決定

要綱第 165 号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区において介護サービスを提供する運営事業者等（以下「事業者」という。）に対して、事業者が介護職員を確保することを目的に雇用した外国人介護職員の居住の用に供する宿舍に係る家賃等の一部を補助するために必要な事項を定め、区内における介護職員確保の支援を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「外国人介護職員」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 事業者等による技能実習（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第8条第1項の規定により認定された技能実習計画に基づく技能実習をいう。）を受ける技能実習生
- (2) 事業者等との間で、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約（介護分野に係る雇用に限る。）を締結した外国人

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、区内において次に掲げる施設または事業所を運営する社会福祉法人等（区長が区立施設の指定管理者として指定した事業者を含む。）とする。

- (1) 介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設を含む。）
- (2) 認知症対応型共同生活介護事業所
- (3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (4) 地域密着型特定施設
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に区長が必要と認める施設または事業所

2 補助対象事業者は、過去に補助金の交付を受けた実績を有している者とする。ただし、ファミリーユ西品川を利用している事業者は、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事業者は対象としない。

- (1) 補助申請日時点において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）またはこれらの法律に基づく命令に違反する事実がある事業者
- (2) 代表者、役員、従業員または構成員に暴力団関係者（品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号）第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者がいる事業者
- (3) 他の地方公共団体、民間団体等から本件補助金と類似する補助金等の交付を受けて

いる事業者

(補助対象宿舎および戸数)

第4条 補助金の交付対象となる宿舎等（以下「補助対象宿舎」という。）は、補助対象事業者が運営する前条第1項各号に掲げる施設または事業所において、常勤職員として1日6時間以上かつ月20日以上勤務する外国人介護職員に利用させる宿舎等とする。ただし、利用させる外国人介護職員が次のいずれかの場合に該当するときは、当該宿舎等は補助対象宿舎としない。

- (1) 補助対象宿舎に入居しようとする時点において、補助対象事業者に雇用された日から1年を超えている場合
- (2) 補助対象宿舎に住民票上の住所を有していない場合
- (3) 区外の施設または事業所において勤務することになった場合
- (4) 区長が必要と認める理由によらず、補助対象宿舎を利用した後に別の補助対象宿舎（建物を同一とする宿舎等の場合も含む。）を利用する場合
- (5) 暴力団関係者である場合
- (6) 暴力団関係者と同居している場合

2 補助対象宿舎は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める戸数を上限とする。

- (1) 補助対象事業者が借り上げた民間住宅（原則として区内に所在するものとする。ただし、事前に区長と協議し、区長が必要と認める場合は、区外の住宅も対象とする。）（以下「借り上げ宿舎」という。） 2戸
- (2) ファミリー西品川（品川区西品川一丁目16番2号） 3戸

3 補助対象事業者は、前項第1号および第2号に掲げる補助対象宿舎について、それぞれ補助を受けることができる。

(補助対象額)

第5条 補助金の交付対象となる額（以下「補助対象額」という。）は、借り上げ宿舎においては家賃（共益費、敷金等は含まない。）、ファミリー西品川においては別に区長が定める使用料から、補助対象宿舎を利用する外国人介護職員（以下「利用者」という。）が負担する月ごとの費用（以下「利用料等」という。）の総額を差引いた額とする。

2 前項の規定による補助対象額の算定においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 借り上げ宿舎の家賃およびファミリー西品川の使用料 1月あたり125,000円
- (2) 利用料等 利用者1人あたり20,000円

3 前2項において、次条に規定する補助対象期間内に補助対象宿舎を全く利用しない月（利用者が不在である月をいう。以下同じ。）があるときは、当該月の補助対象額は0円とする。ただし、特別な理由により補助対象宿舎を全く利用しない場合であって、補助対象事業者からの申出により、区長が必要と認めるときには、前2項を適用することができるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、利用者が利用を開始

した月（以下「利用開始月」という。）から、補助対象事業者が補助対象宿舍の借り上げまたは使用を止めた月までの期間のうち、補助対象事業者が補助申請時に申し出た期間とし、最長 60 月までとする。ただし、区長が必要と認める特別の理由がある場合は、区長が別に定める期間までとする。

2 前項の規定において、利用者が変更となったときの補助対象宿舍の利用は、変更前の利用者から引き続き補助対象宿舍を利用したものとみなす。

3 補助対象宿舍を全く利用しない月は、原則として補助対象期間に含めるものとする。
（補助金交付率）

第 7 条 補助金の交付率は、8 分の 7 とする。
（補助金額）

第 8 条 補助金額は、第 5 条に規定する補助対象額に前条に規定する補助金交付率を乗じて得た額とし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
（補助金の交付申請等）

第 9 条 補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、区長が別に定める期日までに、品川区外国人介護職員受入環境整備事業補助金交付申請書（第 1 号様式）および外国人介護職員受入環境整備事業補助計画書（第 2 号様式）に関係資料を添えて、区長に提出するものとする。

2 前項の規定は、補助金の交付申請の内容に変更があったときの交付変更申請について、準用する。

3 令和 11 年 3 月 31 日以降は、借り上げ宿舍に係る補助金の交付の申請を受け付けないこととする。
（補助金の交付決定）

第 10 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、交付の可否を審査し、品川区外国人介護職員受入環境整備事業補助金交付決定通知書（第 3 号様式）により、補助対象事業者に通知するものとする。

2 区長は、前項の交付決定にあたっては、予算の範囲内でこれを決定する。
（実績報告）

第 11 条 補助対象事業者は、前条に規定する補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときまたは全ての補助対象宿舍の借り上げまたは使用を中止したときは、当該年度の補助事業が完了したものとし、区長が別に定める期日までに、品川区外国人介護職員受入環境整備事業補助金実績報告書（第 4 号様式）の提出をもって、区長に報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第 12 条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告内容が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区外国人介護職員受入環境整備事業補助金交付額確定通知書（第 5 号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助対象事業者は、前条の規定により補助金額の確定を受けたときは、品川区外国人介護職員受入環境整備事業補助金請求書(第 6 号様式)により請求するものとする。

2 前項に規定する請求の時期は、年度末とし、区長が別に定める期日までに提出するものとする。ただし、各請求の時期以前に補助対象宿舎の借り上げまたは使用を中止した場合には、随時に請求できるものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 区長は、補助対象事業者から前条の規定による請求があったときは、関係書類を審査し、適当と認めたときは、当該請求に係る補助金を補助対象事業者に対し速やかに支払うものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第 15 条 区長は、補助対象事業者に対し補助金の返還を命じ、補助対象事業者が当該補助金および違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、その補助対象事業者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺することができるものとする。

(書類の保存)

第 16 条 補助対象事業者は、補助金に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿および補助事業に係る収支に関する書類を当該補助金の交付が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間整理保存しなければならない。

(準用)

第 17 条 補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則(昭和 39 年品川区規則第 4 号)に定めるところによるものとする。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、福祉部長が別に定める。

第1号様式（第9条関係）

年 月 日

品川区長あて

(申請者)

所在地

事業者（法人）名称

代表者職・氏名

年度品川区外国人職員受入環境整備事業補助金交付申請書（新規・変更）
（介護職員確保のための家賃助成）

品川区外国人職員受入環境整備事業の実施による補助金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請区分 ☐ 初年度 ☐ 第 年次
- 2 申請期間（補助対象期間）（開始） 年 月 ～（終了） 年 月
- 3 本年度における補助対象期間（開始） 年 月 ～（終了） 年 月
- 4 本年度における補助金交付申請額 円
（別添、下記5（1）および（2）関係書類のとおり）
- 5 関係書類
（1）品川区外国人職員受入環境整備事業補助計画書（第2号様式）
（2）補助金見込み額計算書
（3）雇用受入証明書（別記様式1）または、他雇用形態がわかる書類
（4）補助対象宿舍を利用させる者の住民票原本または写し
（5）ファミリーユ西品川以外の宿舍借上げにかかる不動産賃貸借契約書等（写し）
- 6 連絡先等
担当者所属・氏名
連絡先電話番号（ ）

第2号様式（第9条関係）

品川区外国人職員受入環境整備事業補助計画書（新規・変更）

事業者（法人）名称

1. 補助対象宿舎の概要

名 称	
住 所（部屋番号まで記載すること）	
契約年月	年 月 日
契約期間	年 月 日～ 年 月 日
契約賃借料金額	月額 円
利用期間 （契約期間とは別に、本宿舎を利用し補助を受けようとする期間）	年 月 日～ 年 月 日
利用人数	人
利用させる者から徴収する利用料等	円／月

2. 利用させる者の氏名等

	(上段ヨミガナ) 氏 名		生年月日 (XXXX.XX.XX)	雇用受入証明書・住民票添付の有無
	国 籍	在留資格	採用期間（予定を含む）	
1	()		雇用受入証明書	有 ・ 無
			住民票	有 ・ 無
			年 月 日～	年 月 日
2	()		雇用受入証明書	有 ・ 無
			住民票	有 ・ 無
			年 月 日～	年 月 日
3	()		雇用受入証明書	有 ・ 無
			住民票	有 ・ 無
			年 月 日～	年 月 日
4	()		雇用受入証明書	有 ・ 無
			住民票	有 ・ 無
			年 月 日～	年 月 日

*利用させる者が確定（内定）していない場合には、予定している国籍・在留資格のみを記入し、確定次第、本書を変更とし、必要書類を添付し提出すること。

3. 補助金額 円 （内訳は、別添「補助金見込み額計算書」のとおり）

(別記様式1)

雇用受入証明書

氏 名	
勤務・実習先施設または事業所	
採用・受入開始 年 月 日	年 月 日
職 種	
採 用 形 態	常勤・技能実習・特定技能・その他（ ） 月の勤務日数【 日】
就 労 時 間	1日あたりの勤務時間（休憩時間を含む労働契約等上の時間） 【 時間 分】
特 記 事 項 ※	

上記の者は、記載のとおり在職していることを証明します。

年 月 日

所在地
事業者（法人）名称
代表者職・氏名
連絡先電話

第3号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

品川区長

年度品川区外国人職員受入環境整備事業補助金
交付決定通知書（介護職員確保のための家賃助成）

年 月 日付にて申請のあった品川区外国人職員受入環境整備事業補助金の交付申請について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

品川区長あて

(申請者)

所在地

事業者（法人）名称

代表者職・氏名

年度品川区外国人職員受入環境整備事業補助金実績報告書
(介護職員確保のための家賃助成)

品川区外国人職員受入環境整備事業の実施による実績について、下記のとおり報告します。
記

- 1 申請区分 ☐ 初年度 ☐ 第 年次
- 2 申請期間（補助対象期間）（開始） 年 月 ～（終了） 年 月
- 3 本年度における補助対象期間（開始） 年 月 ～（終了） 年 月
- 4 補助金交付実績額（千円未満切捨て） 円
- 5 関係書類 ※（3）（4）（5）について、申請時から変更がある場合
 - (1) 品川区外国人職員受入環境整備事業補助報告書（別記様式2）
 - (2) 補助金見込み額計算書 ※確定版
 - (3) 雇用受入証明書（別記様式1）または、他雇用形態がわかる書類
 - (4) 補助対象宿舍を利用させる者の住民票原本または写し
 - (5) 品川区外国人職員受入環境整備事業収支決算書（様式5-1）
- 6 連絡先等
担当者所属・氏名
連絡先電話番号（ ）

(別記様式2)

品川区外国人職員受入環境整備事業補助報告書（申請時から変更有・無）

事業者（法人）名称

1. 補助対象宿舎の概要

名 称	
住 所 (部屋番号まで記載すること)	
契約年月	年 月 日
契約期間	年 月 日～ 年 月 日
契約賃借料金額	月額 円
利用期間 (契約期間とは別に、本宿舎を利用し補助を受けようとする期間)	年 月 日～ 年 月 日
利用人数	人

2. 利用させる者から徴収する利用料等	利用者1人につき月額	円
---------------------	------------	---

3. 利用させる者の氏名等

① 既に利用させる者が確定（内定）している場合

	(上段ヨミガナ) 氏 名		生年月日 (XXXX. XX. XX)	雇用受入証明書・住民票添付の有無	
	国 籍	在留資格		採用期間（予定を含む）	
1	()			雇用受入証明書	有 ・ 無
				住民票	有 ・ 無
				年 月 日～	年 月 日
2	()			雇用受入証明書	有 ・ 無
				住民票	有 ・ 無
				年 月 日～	年 月 日
3	()			雇用受入証明書	有 ・ 無
				住民票	有 ・ 無
				年 月 日～	年 月 日
4	()			雇用受入証明書	有 ・ 無
				住民票	有 ・ 無
				年 月 日～	年 月 日

*利用させる者が確定（内定）していない場合には、予定している国籍・在留資格のみを記入し、確定次第、本書を変更とし、必要書類を添付し提出すること。

第5号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）

様

品川区長

年度品川区外国人職員受入環境整備事業補助金
交付額確定通知書（介護職員確保のための家賃助成）

年 月 日付にて申請のあった品川区外国人職員受入環境整備事業補助金の交付申請について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

第6号様式（第13条関係）

年 月 日

品川区長あて

（申請者）

所在地

事業者（法人）名称

代表者職・氏名・印

印

年度品川区外国人職員受入環境整備事業補助金交付請求書
（介護職員確保のための家賃助成）

年 月 日付第 号により交付決定のあった品川区外国人職員受入
環境整備事業の補助金として、下記のとおり請求します。

記

補助金交付決定額 金 円